

【メゾンふじのき台自治会規約】

第1章 総則

- 第1条** (名称と事務所) 本会は、メゾンふじのき台自治会と称し、事務所をメゾンふじのき台団地に置く。
- 第2条** (会員) 本会の会員は、メゾンふじのき台団地居住者とする。
- 第3条** (目的) 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進に努め、団地内の各種施設の運営に協力し、良好な生活環境を維持発展させることを目的とする。
- 第4条** (事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 団地内における生活環境の維持・改善及び共同生活の秩序維持に関すること。
(2) 会員の福利厚生に関すること。
(3) 会員相互の親睦と文化向上を図るための各種の催しに関すること。
(4) 地域連帯の維持に関すること。
(5) その他、本会の目的達成のために必要と認められること
- 第5条** (事業活動の原則) 本会の事業活動は、次に掲げる原則に基づく。
(1) 個人の生活を尊重し、これを侵さないこと。
(2) 本会の目的に反する営利的、宗教的及び政治的な活動に利用しないこと、又は利用されないこと。
(3) 外部の各種団体等から本会に対し要請事項があつたときは、機関で検討し対処すること。

第2章 組織

- 第6条** (機関) 本会に次の機関を置く。
(1) 総会
(2) 常任委員会
(3) 事務局
(4) 専門部
(5) 班長総会
(6) 必要に応じて設置する特別委員会
- 第7条** (総会) 総会は、本会の最高決議機関であつて各戸1名の会員をもつて構成する。
2. 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告、収支決算及び監査報告
(3) 規約の改正
(4) 常任委員会が必要と認める事項
(5) その他重要事項
- 第8条** 定期総会は、毎年4月に会長が招集し開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる事由が生じた場合に会長が招集する。
(1) 常任委員会が必要と認めた場合
(2) 総会構成員の10分の1以上の要請があつた場合
- 第9条** (総会の運営) 総会は構成員の過半数の出席をもって成立する。これは委任状も含める。

2. 総会の議決は、別に定める場合を除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長が決定する。

3. 総会の議長及び書記は、出席構成員の中から選出する。

- 第10条** (班長総会) 班長総会は、メゾンふじのき台自治会によつて、班ごとに選出された班長をもつて構成する。
2. 班長総会は、各班と常任委員会との連絡調整機関であつて、各班の日常の意見や要望を常任委員会に反映するとともに、自治会活動に積極的に協力することを旨とする。

第3章 執行機関

- 第11条** (役員) 本会に、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 事務局長 1名
(4) 事務局次長 若干名
(5) 専門部役員 必要相当数
(6) 会計監査 2名
- 第12条** (常任委員会) 常任委員会は、本会の執行機関であつて次に掲げる任務を行う。
(1) 総会において議決された事項の執行
(2) 事業計画・収支予算及びその他の議案の作成
(3) 専門部及び事務局の活動計画の決定並びに管理
(4) 規約の執行に必要な細則の策定及び改廃
(5) 関係諸官庁、会社及び他団体との交渉並びに連絡
(6) 第11条に定める役員の選任
(7) その他、本会の運営上必要と認められる事項の実施
2. 常任委員会の構成は第11条に定める常任委員(会計監査を除く)をもって構成する。
- 第13条** (常任委員会の運営) 常任委員会は、毎月1回の定期会合のほか、次の場合に会長が招集する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 常任委員の3分の1以上の要求があつたとき
2. 常任委員会の定足数は、構成委員の過半数とする。
3. 常任委員会の議決は、出席常任委員の過半数をもつて決する。但し、細則の策定又は改廃は常任委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
4. 常任委員会の議長は、会長が務める。会長が不在等のときは、副会長又は会長の指名するものが代行する。
- 第14条** 常任委員は別に定める常任委員選出細則に基づいて選出する。
- 第15条** (役員の任期、役員の解任) 役員の任期は、定期総会から次の定期総会までの期間とする。但し再任を妨げない。
2. 常任委員会において3分の2以上の常任委員の決議により常任委員を解任することができる。
- 第16条** 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、日常の事務を処理するとともに、会長及び副会長を補佐する。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

5. 専門部役員は各専門部の企画を分担し、常任委員会の決定に従って執行する。
6. 会長は、必要に応じ顧問を若干名委嘱することができる。
- 第17条** (事務局) 本会の日常の事務を処理するために、事務局を置く。
2. 事務局は、各機関の連絡調整業務及び専門部会が担当しないその他の業務を行う。
- 第18条** (専門部会) 専門部の業務は、別に定める専門部細則による。

第4章 会計

- 第19条** (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第20条** (経 費) 本会の経費は、会費、寄付金、業務受託費及びその他の収入をもって当てる
- 第21条** (会 費) 会員は会費を支払わなければならない。
- 第22条** (会計帳簿) 本会に、会計及び資産を明らかにするため、会計元帳、関係補助簿、備品台帳を備え、事務局が管理する。
- 第23条** (会計監査) 会計監査は毎年度末に会計及び資産状況について監査し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 規約の改正

- 第24条** 本規約の改正は、総会において出席構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第6章 付則

- 第1条** (細則の策定) 本会の運営上必要ある場合には、常任委員会の議決によって細則を定めることができる。但し、定められた細則及び諸規程は、速やかに全会員に周知しなければならない。
- 第2条** (施行期日) この規約は平成元年7月10日から施行する。
2. 平成2年5月27日一部改正する。
 3. 平成3年5月26日一部改正する。
 4. 平成5年5月16日一部改正する。
 5. 平成13年2月3日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会会計細則》

- 第1条** 本細則は、自治会規約付則第1条に基づいて定める。
- 第2条** 自治会費を月額250円とし、班長が集金する。
- 第3条** 集金の時期に在住する会員から1年分をまとめて徴収する。集金後転居などで自治会を退会した場合で、本人が前払いした分の返還を求めた場合は退会の日の翌月以降の分を返還する。また、新規転入者が入会を希望された場合は、入会の翌月から月割りで会費を徴収する。
- 第4条** 自治会活動によって生じる事業収入等全ての収入は、自治会会計に繰り入れなければならない。但し、常任委員会が認めたときは、特別会計とする。
- 第5条** 自治会下部組織【子ども会】へ年度途中から参加する場合の自治会費納入については、参加月の翌月からの残月

- 数を全額支払う事とする。
- 尚、退会に関しては自治会規約に準ずる。
- 第6条** 本細則は平成元年7月10日から施行する。
- (1) 平成3年4月1日一部改正する。
 - (2) 平成6年4月11日一部改正する。
 - (3) 平成13年6月9日一部改正する。
 - (4) 平成13年7月7日一部改正する。
 - (5) 平成27年2月1日一部改定する。
 - (6) 令和4年4月24日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会専門部細則》

- 第1条** 本細則は、自治会規約付則第1条に基づいて定める。
- 第2条** 本会の専門部の名称及び業務内容は、次の通りとする
- 生活環境部**
環境美化を推進する活動や体育活動を通じて地域住民の交流を図り、健康で住みよい町づくりを目指す業務
- 防災防犯部**
安全で安心して暮らせる環境づくりを目指し、災害対策や防犯対策を推進する業務
- 文化部**
文化行事を通して、地域住民との交流を図る業務
- 第3条** 本細則は平成元年7月10日から施行する。
- (1) 平成2年5月27日一部改正する。
 - (2) 平成3年4月1日一部改正する。
 - (3) 平成18年3月11日一部改正する。
 - (4) 平成26年4月1日一部改正する。
 - (5) 平成31年4月14日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会班長選出細則》

- 第1条** 本細則は、自治会規約付則第1条に基づいて定める。
- 第2条** 班長は常任委員選出細則に定める班の会員の中から選出する。
- 第3条** 班長の任期は、4月から翌年3月までとし、1年ごとに選出する。
- 第4条** 本細則は平成2年4月1日から施行する。
- (1) 平成3年4月1日一部改正する。
 - (2) 平成4年4月18日一部改正する。
 - (3) 令和4年4月24日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会常任委員選出細則》

- 第1条** 本細則は、自治会規約付則第1条に基づいて定める
- 第2条** 常任委員
1. 常任委員は原則として次に定める常任委員選出区分によって各棟から1名以上選出する。但し、必要に応じて、選出区分によらないで、推薦によって選出することができる。
 2. 選出に当たっては、会員自ら申し出を行うか、あるいは会員の互選による。
- 第3条** 本細則は平成2年4月1日より施行する。
- (1) 平成3年4月1日一部改正する。
 - (2) 平成4年4月18日一部改正する。
 - (3) 平成31年4月14日一部改正する。

(4) 2020年3月14日 常任委員選出区分を改定する

常任委員選出区分

号棟	戸数	定数	班数
1号棟	56	1名以上	1班以上
2号棟	56	1名以上	1班以上
3号棟	26	1名以上	1班以上
4号棟	59	1名以上	1班以上
5号棟	20	1名以上	1班以上
6号棟	20	1名以上	1班以上
7号棟	105	1名以上	1班以上
8号棟	27	1名以上	1班以上
9号棟	87	1名以上	1班以上
10号棟	30	1名以上	1班以上
11号棟	25	1名以上	1班以上
12号棟	39	1名以上	1班以上
13号棟	18	1名以上	1班以上
14号棟	28	1名以上	1班以上
15号棟	30	1名以上	1班以上
計	626	15名以上	15班以上

《メゾンふじのき台自治会助成金支出細則》

- 第1条** (親睦団体) 親睦団体(以下団体という)はメゾンふじのき台自治会会員を以て構成する。
(1) 団体は高齢者、成人、青少年などによって組織する。
(2) 団体はお互いに教養を高めあい親睦と健康をますことを目的とする。
- 第2条** 団体の趣旨が自治会規約に掲げている目的に合致し、団体が次の要件に該当するときは自治会会計から助成金を支出することができる。
(1) 会員が10人以上であること
(2) 毎月1回以上の例会又は活動を行っていること
- 第3条** 団体は自主的に運営し、自治会の協力を得ることができる。
- 第4条** 助成金の額は次のとおりとする。
(1) 団体が結成されたとき・活動準備金1万円
(2) 例会又は活動のために使用した集会所の使用料の一部
(3) 団体の年間活動費の一部・相当額
- 第5条** 第4条(3)については、自治会会計の収支及び団体の規模又は活動内容を考慮し常任委員会で合議の上決定する。
- 第6条** 助成金を受けようとする団体は、自治会に対し、会員名簿及び活動の予定など参考になる資料を添えて申請する。
- 第7条** 助成金を受けとった団体は、自治会に対し、年度ごとに収支決算を報告しなければならない。
- 第8条** (サークル) サークルは目的や趣味を同じくするメゾンふじのき台自治会会員を以て構成する。
(1) 会員が5人以上であること
(2) 每月1回以上の例会又は活動を行っていること
(3) 会員は広く公募すること
- 第9条** 自主的に運営し、自治会の協力を得ることができる
- 第10条** 助成金の額は次のとおりとする。
- (1) 例会又は活動のために使用した集会所の使用料の一
部
- 第11条** 助成金を受けようとするサークルは自治会に対し、会員名簿及び活動の予定など参考になる資料を添えて申請する。
- 第12条** 本細則は平成3年4月1日から施行する。
(1) 平成3年9月28日一部改正する。
(2) 平成18年3月11日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会防災会細則》

- 第1条** この会はメゾンふじのき台自治会に防災会(以下、本会といふ)を置く。
- 第2条** 大規模地震等による災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、会員相互の自主的な防災活動によって、住民の生命、身体及び財産を災害から守りまたは被害の軽減を図ることを目的とする。
- 第3条** 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 地震等の災害の実態を知るための学習をし、災害を防止し又は被害を軽減する手段、方法について周知徹底を図る
(2) 災害が発生したときにおける情報の収集とその伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水などの手段、方法について訓練などを行う。
(3) 必要に応じて防災のための資材、用具及び機器などを備え付ける。
(4) その他本会の目的を達成するために必要な活動。
2. 会員及びその家族でこの活動に参加できるものは、消火部、救出救護部、避難誘導部及び給食給水部のいずれかの部に所属するものとする。
- 第4条** 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1名
(3) 幹事 若干名
(4) 常任委員 必要相当数
2. 役員は次のとおり選出する。
(1) 会長には自治会長が、副会長には防災防犯部長が就任する。
(2) 幹事は会長が委嘱する。
(3) 常任委員は自治会の常任委員が兼任する。
3. 役員の任期は、自治会役員と同期間とする。
- 第5条** 会長は、本会を代表して会務をまとめ、地震等の災害が発生したときは必要な指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を行うことができないときは、その任務を代行する。
3. 幹事は会務の運営に当たる。
4. 常任委員は、班長に対する連絡、情報の収集とその伝達及び調整を行う。
5. 班長は班を代表し、必要な活動を行う。
- 第6条** 会長、副会長及び幹事は次の事項を行う。
(1) 防災計画案及び活動計画案の作成。但し、自治会の総会議案をこれに代えることができる。
(2) 防災計画及び活動計画の実施
- 第7条** 本会に防災会議を置く。

- 第8条** 防災会議は、役員全員で構成する。
2. 防災会議は、必要に応じて会長が招集し、開催する。
 3. 防災会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 防災計画及び活動計画
 - (2) 防災会議が必要と認めた事項
 4. 防災会議で決定した事項は、速やかに会員に報告しなければならない。

(付 則)

第1条 本会は、メゾンふじのき台自治会規約第6条6号に基づき設置する。

第2条 第4条1項(3)の幹事については、当分の間自治会の副会長、事務局長、事務局次長が兼任する。

第3条 本細則は平成2年9月1日から施行する。

- (1) 平成4年4月18日一部改正する。
- (2) 平成26年4月1日一部改正する。
- (3) 平成31年4月14日一部改正する。
- (4) 2020年3月14日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会慶弔細則》

第1条 メゾンふじのき台自治会の会員又は同居の親族(以下会員等という)に、この細則に定める慶弔があったときは、自治会を代表して慶弔金を贈ることができる。

第2条 (お祝金) 常任委員会は満70歳以上の会員等に対しお祝金や記念品等相当と認める内容を検討し、長寿を祝福することができる。

第3条 (見舞金) 会員等が、火災その他不慮の災害に遭ったときは、見舞金又は見舞品を贈ることができる。

第4条 (弔慰金) 会員等にご不幸があったときは、弔慰金又はこれに相当する献花、供物を供え弔意を表すことができる。

第5条 (その他の慶弔) この細則によることができない慶弔などで、常任委員会が相当と認めるときは、慶弔金等を贈ることができる。

第6条 慶弔金の額は、別表のとおりとする。

(別 表)

慶弔金の別	金額
お祝金(第2条)	金5千円以下
見舞金(第3条)	常任委員会が相当と認めた額
弔慰金(第4条)	金5千円以下
その他の慶弔(第5条)	常任委員会が相当と認めた額

(附 則)

第1条 この細則は、平成2年12月1日から施行する。

第2条 第2条の内容を変更追加し、平成12年9月2日から施行する。

第3条 平成18年4月16日一部改正する。

第4条 平成25年8月10日一部改正する。

《メゾンふじのき台自治会経費支払細則》

第1条 本細則は、自治会規約付則第1条に基づいて定める

第2条 自治会活動で発生する下記の経費について支払を実施する。

- (1) 通信費：自治会職務を行うにあたり発生する電話・ファックス等の費用を支払う。支払金額については常

任委員会で決定する。支払金額については定期総会で報告を行う。

(2) 行動費：会長・副会長・事務局から依頼を受けた行事に参加した場合に限り下記の費用を支払う

1. 会議、イベント参加 1,000円／回
2. 宿泊費 5,000円／回

(3) 交通費：会長・副会長・事務局から依頼を受けた行事に参加した場合の交通費は公共交通機関による実費を請求できる。

(4) 渋外費

1. 各種行事祝い金 5,000円
2. 各種行事会費 会費金額

(5) 会議費

1. 常任委員会 一回議一人300円
2. その他会議費 一回議一人300円

(6) 付則

原則として、経費行動請求書による自己申告とする。

第3条 本細則は平成12年4月2日から施行する。

《個人情報取扱規定》

第1条 (目的)メゾンふじのき台自治会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

第2条 (責務)個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努める。

第3条 (周知)この取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

第4条 (管理者)個人情報の管理者は、会長とする。

第5条 (取扱者)個人情報の取扱者は、常任委員とする。

第6条 (秘密保持義務)個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

第7条 (個人情報の取得)会長が「メゾンふじのき台自治会入会」届などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

(1) 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

(2) 本会が会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

(3) 本会が配付するメゾンふじのき台自治会名簿に記載できる個人情報は、氏名、などで会員が同意する事項とする。

第8条 (利用)保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用する。

(1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など

(2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成

(3) 慶弔等の対象者の把握

【要援護者名簿管理規定】	
第9条	(4) 災害等の緊急時における支援活動 (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり (管理)個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。 (1) 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。
第10条	(提供)個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く。)に提供しない。 (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合 (2) 法令に基づく場合 (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合 (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合 (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
第11条	(第三者提供に係る記録の作成等)取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く。)に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存する。
第12条	(第三者提供を受ける際の確認等)取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く。)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存する。
第13条	(開示)会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができる。 (1) 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。
第14条	(個人情報の訂正等)会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めることができる。 (1) 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。
第15条	(漏えい発生時等の対応)取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。
第16条	(開示請求及び苦情相談窓口)開示請求及び苦情相談窓口は、会長とする。
第17条	(制定) 令和5年4月23日
第1条	(目的) 要援護者名簿(以下、名簿)は、災害時、災害に備えた訓練及び災害に備えた要援護者との日頃からの関係づくりにおいて要援護者を特定するために作成される。
第2条	(作成者・管理者) この名簿の作成・管理は、メゾンふじのき台自治会が行う。
第3条	(個人情報の取扱) この名簿に記載の内容は、個人を識別することができる情報(個人情報)であり、個人情報保護法の趣旨に沿って厳格に管理される必要がある。
第4条	(名簿記録内容) (1) 要援護者本人の情報 号棟・部屋番号・氏名・年齢・電話番号・届出日・要支援者たる理由 (2) 緊急連絡先の情報 その氏名・続柄・電話番号 (3) その他 必要に応じて備考を記録する。
第5条	(名簿の作成) 平成22年度メゾンふじのき台自治会にて作成された名簿を原簿として作成される。
第6条	(名簿の改訂) (1) 年1回以上、記録内容の見直し(改訂)を行う。 時期は防災訓練前を推奨。 (2) 名簿の改訂については、常任委員からの連絡、及び民生委員が保有する情報を相互につき合わせ改訂を行う。 (3) 改訂の窓口は防災防犯部長とし、防災防犯部長が名簿の改訂を実施し、会長へ報告する。
第7条	(名簿の開示範囲) 名簿の漏洩を防ぐため、開示の範囲は限定的とする。但し、実際の援護に支障がないよう留意し開示範囲を定めることとする。また、開示にあたっては記録された要援護者の承諾を得ることを前提とする。 (1) 全名簿の開示範囲 以下の者に限定し、全要援護者名簿を開示する。 1. 自治会 会長 2. 自治会 副会長 3. 自治会防災防犯部 部長 4. 自治会防災防犯部 部員 5. 事務局 事務局長 6. 事務局 事務局員 7. 民生委員(但し、自治会顧問又は役員を兼務する等、自治会会长が承認した者に限る) (2) 一部名簿の開示範囲 以下の者については、担当号棟の要援護者名簿のみを開示する。 1. 常任委員
第8条	(名簿の取扱) 名簿の開示を受けた者は、その名簿の取扱について十分な注意を払い管理をする義務が生ずることから名簿の取扱について、次のように定める。 (1) 第7条(2)に該当する者に対しての名簿の開示方法は、書面での開示に限るものとする。

(3) 名簿が改訂され、配布された時点で、現名簿は、裁断又は焼却により処分する。また、開示済名簿が全て処分されたことを確認する。

第9条 (本規定の改廃) 本規定の改廃については、常任委員会の承認を得るものとし、常任委員会議議事録に記載する。

第10条 (制定)

- (1) 平成23年10月8日
- (2) 平成26年4月1日一部改正する。
- (3) 平成28年3月12日一部改正する。
- (4) 平成29年1月14日一部改正する。
- (5) 平成31年4月14日一部改正する。
- (6) 令和4年4月24日一部改正する。
- (7) 令和5年6月10日一部改正する。

【メゾンふじのき台 子ども会 会則】

第1条 (目的及び名称) メゾンふじのき台自治会は、自治会全体で子どもの健全な育成を目指すことを目的とし、自治会内に子ども会を設置し、その名称をメゾンふじのき台子ども会とする。

第2条 (会員) 本会の会員は、メゾンふじのき台自治会に加入している世帯の小学生及びその保護者を会員とする。

第3条 (役員) 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、書記2名、会計2名
- (2) 役員は、保護者である会員から選出する。
- (3) 役員の選出は、5年生及び4年生の保護者の中から選出することを基本とする。
- (4) 役員の任期は、総会から次年度総会までとし、再任を妨げない。
- (5) 尚、メゾンふじのき台自治会副会長(1名)が子ども会担当となり、子ども会との窓口となる。

第4条 (役員の任務)

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えがあるときは会長の代理をする。
- (3) 書記は、庶務的な事務を処理する。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。

第5条 (役員会) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。尚、メゾンふじのき台自治会に以下のことを提案する。

- (1) 行事報告及び決算報告
- (2) 行事計画及び予算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他重要な事項

第6条 (会計) 本会の経費は、メゾンふじのき台自治会会費をもってこれに充てる。

第7条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 (細則) 役員会は、本会の運営及び事務処理などについて、細則を定めることができる。
細則を定めたときは、次のメゾンふじのき台定期総会に報告しなければならない。

第9条 (付則)

- (1) この会則は、平成10年7月18日から実施する。
- (2) 初年度は、第7条の規定に拘らず、この会則実施の日から平成11年度3月31日までとする。

第10条 (制定)

- (1) 平成16年7月25日 一部改正
- (2) 平成31年4月1日 一部改正